

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合運営規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、一般財団法人鹿児島県教職員互助組合（以下「法人」という。）定款（以下「定款」という。）第61条の規定によりこの組合の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 組 合 員

(権利義務の発生及び組合員の範囲)

第2条 組合員としての権利義務は定款第55条第1項に該当する者が第1回の掛金を納入した月の初日から発生するものとする。

2 定款第55条第1項第3号の公立学校共済組合鹿児島支部の組合員の関係者で、評議員会において認められた者とは、市町村教委、知事部局、国の機関等、国立大学法人附属学校園及び他県への転出等教職員、並びに鹿教組・高教組の役職員及び学校給食会の役職員をいう。

3 定款第55条第1項の該当者で非常勤及び臨時的任用の者は、準組合員とし、第1項の規定にかかわらず職員となった日から準組合員としての権利義務が発生するものとする。

(権利義務の消滅)

第3条 組合員は定款第55条第1項の組合員に該当しなくなった日の翌日に権利義務が消滅する。

(権 利)

第4条 組合員は、次の各号に掲げる権利を有するものとする。

(1) この法人が行う給付又は貸付を受ける権利

(2) この法人の施設を利用する権利

2 第2条第2項に該当することになる組合員のうち、市町村教委、知事部局、国の機関等及び他県への転出等教職員は、第2条第1項の規定にかかわらず、第5条第2項の適用を受けた場合にはその期間中に生じた事由による前項第1号に定める権利を有しない。

3 第2条第3項に該当する組合員は、第1項第1号に定める権利を有しない。

(義務)

第5条 組合員は、次の各号に掲げる義務を負うものとする。

- (1) 定款及びこの法人の規則等を遵守すること。
- (2) 掛金及び積立金を納入し、並びに貸付金を弁済すること。
- (3) 定款に定められた機関の決定に服すること。

2 第2条第2項に該当することになる組合員のうち、市町村教委、知事部局、国の機関等及び他県への転出等教職員は、本人の希望により、その期間中、前項第2号前段の掛金及び積立金納入の義務を免除する。

3 第2条第3項に該当する組合員は、第1項第2号に定める義務を免除する。

(権利譲渡の禁止)

第6条 組合員の権利は、他人に譲渡し又は担保に供することはできない。

第3章 理事、監事及び評議員の選任

(理事の選任)

第7条 定款第26条に規定する理事は、次の各号に掲げる者の中からそれぞれ当該各号に定める数の範囲内において評議員会が選任する。

- | | |
|---|----|
| (1) 小学校、中学校及び特別支援学校の職員 | 6名 |
| (2) 高等学校の職員 | 3名 |
| (3) 教育委員会事務局の職員及び教育委員会の所管に属する学校
以外の教育機関の職員 | 4名 |
| (4) その他、相当と認める者 | 3名 |

2 理事会は、理事候補者名簿を作成して評議員会に提出しなければならない。

(常勤者の決定)

第8条 理事会は、組合事務に常時勤務する理事を前条第1項第4号に規定する理事の中から決定することができる。

(監事の選任)

第9条 監事は、第7条第1項第1号から第4号までに掲げる職員の中からそれぞれ各1名を評議員会が選任する。

2 第7条第2項の規定は監事の選任について準用する。

(補欠理事及び監事の選任)

第10条 辞任、解任等により理事及び監事が欠けたときは、第7条第1項各号に定める欠けた理事及び監事の所属する職員の中から補欠の理事及び監事を

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合監事及び監査の実施に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、一般財団法人鹿児島県教職員互助組合（以下「法人」という。）監事の監査に必要な事項を定めることを目的とする。

(基本理念)

第2条 監事は、理事とはその職責を異にする独立した機関であることを自覚し、常に公正不偏の態度で監査を行うことにより、この法人の健全な事業運営と社会的信頼の向上に努め、もってこの法人の発展に貢献するとともに、この法人の社会的責任の遂行に寄与するものとする。

(報 告)

第3条 監事は、次の各号に該当する事実があると認めるときは、その旨を速やかに理事会に報告しなければならない。

- (1) 理事が不正の行為をしたとき。
- (2) 理事が不正の行為をするおそれがあるとき。
- (3) 法令若しくは定款に違反する事実があるとき。
- (4) 著しく不当な事実があるとき。

(監査計画)

第4条 監事は、毎事業年度の初めに、監査の実施時期、監査事項等についての監査計画を監事間の協議により作成するものとする。

(理事会等への出席)

第5条 監事は、理事会及びその他の重要な会議に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。ただし、決議に参加することはできない。

- 2 監事は、やむを得ない理由により前項に規定する会議に出席できない場合にあつて、意見等を述べる必要があるときは、書面により提出することができる。

(差止請求)

第6条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。

(評議員会に対する報告義務)

第7条 監事は、理事が評議員会に提出する議案及び書類等を調査し、法令若しくは定款に違反する事項又は著しく不当な事項があると認めるときは、その結果を評議員会に報告しなければならない。

(評議員会における説明義務)

第8条 監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、議長の議事運営に従い必要な説明をしなければならない。

(監査事項)

第9条 監事は、次の各号の事項の調査・閲覧・立会・報告の聴取等により監査を行うものとする。

- (1) 稟議書等重要な文書
- (2) 重要又は異常な取引、債権の保全、回収及び債務の負担
- (3) この法人と理事との競業取引又は利益相反取引
- (4) 財産の状況
- (5) 会計監査人の監査計画、監査状況及び意見
- (6) 会計監査人から提出を受けた監査報告書
- (7) 決算方針及び決算期の計算書類等
- (8) 評議員会に提出すべき議案、書類等
- (9) 公益目的支出計画実施報告書とその附属書類
- (10) その他監事が監査上必要とする事項

(監査報告書)

第10条 監事は、前条の監査の終了後、法令の規定に従って監査報告書を作成しなければならない。この場合にあつて、監事間に異なる意見があるときは、その監事の意見を記載するものとする。

- 2 前項の監査報告書には、作成年月日を記載し、監事はこれに署名又は記名押印するものとする。
- 3 監事は、前項の監査報告書を理事長に提出するものとする。

(補 則)

第11条 この規則に定めるもののほか、監事及び監査に関し必要な事項は、監事全員の合意によって定める。

(改 廃)

第12条 この規則の改廃は、監事全員の合意によって行い、理事会に報告する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合事務局の組織に関する細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、一般財団法人鹿児島県教職員互助組合運営規則第23条の規定により、この組合の事務を適正かつ円滑に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 事務局に次の表の左欄に掲げる部を置き、同表の右欄に掲げる係を置く。

部	係
総 務 部	総 務 係
給 付 部	給 付 係

(職員の職及び職務)

第3章 事務局に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職 務
事務局長	事務局の事務を統括管理する
部 長	部の事務を統括する
係 長	係の事務を処理する

(総務部の分掌事務)

第4条 総務部の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 資金運用に関すること。
- (2) 現金出納に関すること。
- (3) 理事会、評議員会その他諸会議に関すること。
- (4) 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- (5) 職員の給与、服務、研修及び福利厚生に関すること。
- (6) 有価証券の売買並びに有価証券、定期預金証書及び預金通帳の整理、保管に関すること。
- (7) 財務諸表（内訳表）及び収支計算書の作成に関すること。
- (8) スクールコンサート事業会計、現職給付事業会計、法人会計の予算及び決算並びに予算執行に関すること。
- (9) 物品の購入、受払い及び保管に関すること。

- (10) スクールコンサート事業会計，現職給付事業会計，法人会計の元帳及び諸表の作成に関する事。
- (11) 県，市補助金の申請に関する事。
- (12) 県教育委員会への予算及び決算の提出に関する事。
- (13) 法務局の登記に関する事。
- (14) 貸付事業の諸表作成に関する事。
- (15) 貸付金の査定及び送金に関する事。
- (16) 借用証書及び貸付情報の整理，保管に関する事。
- (17) 掛金，積立金，貸付償還金及び保険料の収納に関する事。
- (18) 生命保険の保険料徴収の代理事務（保険事業）に関する事。
- (19) パソコン機器及び周辺機器の保守管理に関する事。
- (20) ホームページの管理保全に関する事。
- (21) 前各号に掲げるもののほか，給付部に属しない事項に関する事。

（給付部の分掌事務）

第5条 給付部の分掌事務は，次のとおりとする。

- (1) 給付事業，見舞金事業及び退教互給付事業（以下「給付事業等」という。）の諸表作成に関する事。
- (2) 退教互給付事業会計の予算及び決算に関する事。
- (3) 退教互給付事業会計の元帳及び補助簿の作成に関する事。
- (4) 給付金，見舞金の補助簿の作成に関する事。
- (5) 給付事業等に係る申請書及び請求書その他関係書類の受付，整理，保管に関する事。
- (6) 掛金，積立金の内訳書の整理，保管に関する事。
- (7) 給付金，見舞金，退教互給付事業の給付の査定及び支出に関する事。
- (8) 給付事業等に係る情報処理に関する事。
- (9) 医療補助金の情報処理及びこれに係わるデータの保管に関する事。
- (10) 組合員及びその被扶養者の情報の整理，保管に関する事。
- (11) 退教互組合員の配偶者及び縁故者の情報の整理，保管に関する事。
- (12) 保養施設利用補助券等の発行に関する事。
- (13) 拠出金の収納に関する事。
- (14) 業務に係る情報処理，管理に関する事。
- (15) 情報処理に係るシステム開発及びシステムの管理保全に関する事。
- (16) 組合員に係るデータの管理保全及び関係部所・機関に係るデータの授受に

関すること。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合給付規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般財団法人鹿児島県教職員互助組合が行う組合員及びその被扶養者（被扶養者とは地方公務員等共済組合法第2条第2項に該当するものをいう。）に対する給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(財 源)

第2条 給付金の財源は、掛金の10%、補助金及び資産から生ずる果実をもってこれに充てる。

(給付金の種類)

第3条 給付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 医療補助金
- (2) 人間ドック等補助金
- (3) 人間ドック等旅費補助金
- (4) 入退院旅費補助金
- (5) 通院旅費補助金
- (6) 療養見舞金
- (7) 休職者給付金
- (8) 介護休暇給付金
- (9) 出産補助金
- (10) 災害見舞金
- (11) 組合員特別給付金
- (12) 保養施設利用補助金
- (13) 特別保養施設利用補助費
- (14) 文化体育行事費
- (15) 退職組合員慰労費
- (16) 結婚祝金
- (17) 職場復帰支援補助金
- (18) 不妊治療助成金
- (19) その他理事会が適当と認めた給付

(医療補助金)

第3条の2 組合員及びその被扶養者が疾病又は負傷によって治療を受けたときは、医療補助金を給付する。ただし18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の診療については、給付しない。

- 2 公立学校共済組合に加入している組合員に給付する医療補助金の額は、医療費総額から、公立学校共済組合等が給付する公費負担額の合計額を控除した額から2,500円を控除した金額に50%を乗じた金額とする。ただし上位所得者の自己負担限度額については一般所得者の自己負担限度額と同額とみなす。なお100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。
- 3 医療補助金は、医師の診療報酬請求明細書及び公立学校共済組合の支給する家族療養費附加金等の額に基づき査定する。
- 4 前2項の規定は、公立学校共済組合に加入していない組合員（以下「単独組合員」という。）に支給する医療補助金について準用する。

ただし、公的機関から給付がある単独組合員については、その給付額を控除した額を給付するものとし、それ以外の単独組合員については、一定の範囲内での額とする。

（人間ドック等補助金）

- 第3条の3 単独組合員及びその配偶者が、公立学校共済組合鹿児島支部（以下「共済組合」という。）の定める基準により、共済組合が実施する人間ドックに準拠し、検診を受けた場合は、人間ドック等補助金を給付する。
- 2 前項の人間ドック等補助金の額は、共済組合が定める基準に準ずるものとする。
 - 3 単独組合員及びその配偶者が人間ドック等を受診しようとするときは、人間ドック受診申込書（様式第1号又は様式第2号）を理事長に提出し、利用券の交付を受けるものとする。

（人間ドック等旅費補助金）

- 第3条の4 前条第1項の規定により人間ドック等補助金の給付を受ける離島に居住する単独組合員及び配偶者に人間ドック等旅費補助金を給付する。
- 2 人間ドック等旅費補助金の給付を受けようとする単独組合員は、人間ドック等旅費補助金請求書（様式第3号）を理事長に提出しなければならない。

（入退院旅費補助金）

- 第3条の5 離島に居住する組合員及び組合員と同居する被扶養者が、疾病、負傷又は出産に伴う疾病や異常分娩によって島外の医療機関に入院し、退院したときは、別途理事長が定める額を給付する。
- 2 前項の入退院旅費補助金の給付を受けようとする組合員は、入退院旅費補助金請求書（様式第4号）を理事長に提出するものとする。

（通院旅費補助金）

- 第3条の6 離島に居住する組合員及び組合員と同居する被扶養者が、疾病、

負傷等の診療のために医療機関が島内にない場合又は医師の指示によって、島外の医療機関において診療を受けたときは、通院旅費補助金として別途理事長が定める額を給付する。ただし、医療機関が島内にない場合の島外の医療機関は、最寄の医療機関までとする。

- 2 前項の規定による通院旅費補助金の給付を受けようとする組合員は、通院旅費補助金請求書（様式第5号）を理事長に提出しなければならない。

（療養見舞金）

第3条の7 組合員が、6月1日及び12月1日の基準日において心身の故障のため休職（90日を超える療養休暇を含む。）中の場合、それぞれ30,000円の療養見舞金を給付する。

（休職者給付金）

第3条の8 休職を命ぜられた組合員が給与の支給を受けられなくなった場合は、休職者給付金を給付する。

- 2 休職者給付金を給付する期間は、公立学校共済組合法（昭和37年11月制定）第26条に規定する傷病手当金附加金の支給を受けられなくなった日以後休職期間の満了する日までとする。ただし、2回目以降の休職期間に給付する場合は、12月を限度とする。
- 3 休職者給付金の額は、給料月額を8割とする。ただし、支給開始及び支給満了の日が月の中途である場合は、月支給額を22で除した額に支給開始以後又は支給満了の日までの日数（日曜日及び土曜日を除く。）を乗じた額（その額が月支給額を超えるときは、月支給額とする。）をその月の給付額とする。
- 4 休職者給付金の給付を受けることとなる組合員は、休職者給付金請求書（様式第6号）を理事長に提出しなければならない。

（介護休暇給付金）

第3条の9 組合員が介護休暇制度を利用する場合は、介護休暇給付金を給付する。

- 2 介護休暇給付金の額は、減額された給料の8割に相当する額から、地方公務員等共済組合法に定める介護休業手当金として支給される額を控除した額とする。
- 3 公立学校共済組合が支給しない半日・時間単位について給付を受けることとなる組合員は、介護休暇給付金請求書（様式第7号）を理事長に提出しなければならない。
- 4 介護休暇給付金を給付する期間は、介護休暇の日数を通算して66日を超えない期間とする。

(出産補助金)

第3条の10 組合員又は組合員の配偶者及び被扶養者が出産(妊娠13週(85日)以上の死産、流産等を含む。)したときは、出産補助金を給付する。

- 2 出産補助金の額は出生児1人につき50,000円とする。
- 3 出産補助金の給付を受けようとする組合員は、出産補助金請求書(様式第8号)を理事長に提出しなければならない。

(災害見舞金)

第3条の11 組合員又は被扶養者が、水震火災、台風、その他の非常災害により、その住居又は家財に一定の損害を受けたときは、災害見舞金を給付する。

- 2 前項に規定する災害見舞金は、地方公務員等共済組合法別表第1に定める損害の程度に対応する月数に準じ、次のとおりとする。

損害の程度に対応する月数	災害見舞金給付額
3 月	600,000 円
2 月	400,000 円
1 月	200,000 円
0.5 月	100,000 円

- 3 災害見舞金の給付を受けようとする組合員は、災害見舞金請求書(様式第9号)を理事長に提出しなければならない。ただし、公立学校共済組合に災害見舞金を請求している場合は、災害見舞金請求書欄の市町村長、消防署長又は警察署長の証明を省略することができる。

(組合員特別給付金)

第3条の12 組合員期間が10年以上で50歳に達したときまでに、結婚歴及び出産歴のない組合員に組合員特別給付金を給付する。

- 2 組合員特別給付金の額は、50,000円とする。
- 3 組合員特別給付金の給付を受けようとする組合員は、組合員特別給付金請求書(様式第10号)を理事長に提出しなければならない。

(保養施設利用補助金)

第3条の13 組合員及びその扶養家族が、互助組合の指定する次に掲げる保養施設を利用した場合は、保養施設利用補助金を給付する。

- (1) 山の家・海の家(夏季休業期間中に限る。)
 - (2) 指定保養施設
 - (3) 湯治旅館
- 2 保養施設利用補助金の宿泊の限度は、次のとおりとする。
 - (1) 山の家・海の家にあつては、別途定める。

- (2) 指定保養施設にあっては、組合員1人年間15泊、その扶養家族は年間合計15泊までとする。
 - (3) 湯治旅館にあっては、月内7泊までとする。
- 3 保養施設利用補助金の額は、次のとおりとする。
- (1) 山の家・海の家にあっては、1泊につき大人3,300円（単独組合員にあっては4,000円）、小人（満3歳以上小学生まで）2,800円（単独組合員の小人にあっては、3,300円）とする。
 - (2) 指定保養施設にあっては、1泊につき1,500円（満3歳以上）とする。
 - (3) 湯治旅館にあっては、部屋代及び寝具、炊事用具の借用費等として、1泊につき1,500円とする。
- 4 第1項に掲げる保養施設を利用しようとする時は、当該施設に利用の予約をした上、所定の利用補助券申込書（様式第11号又は様式第12号）を理事長に提出し、利用補助券の交付を受け、利用の際施設に提出するものとする。

（特別保養施設利用補助費）

- 第3条の14 組合員が、永年勤続休暇を取得できる当該年度（45歳又は55歳時のいずれか）に互助組合の指定する特別保養施設を利用した場合は、組合員及び同伴者1人に1回を限度として特別保養施設利用補助費を給付する。
- 2 宿泊を伴う施設利用ができない組合員は、別途指定された施設の食事利用に変更することができる。この場合、同伴者の人数は制限しない。
 - 3 特別保養施設利用補助費の額は、組合員及び同伴者（満3歳以上の者に限る）1人につき15,000円とし、食事利用の場合は、別途指定された施設と契約した額とする。
 - 4 特別保養施設利用補助費の給付を受けようとする組合員は、当該施設に利用の予約をした上、所定の特別保養施設利用補助券申請書（様式第13号）を理事長に提出し、利用補助券の交付を受け、利用の際施設に提出するものとする。

（文化体育行事費）

- 第3条の15 組合員の教育文化の振興及び健康増進を図ることを目的に、互助組合が企画する行事に参加した組合員及び県内各地区別に行う余暇活動事業に対し助成金を給付する。
- 2 第1項に規定する県内各地区別に行う余暇活動事業を実施する場合は、余暇活動助成金申請書（様式第14号）を理事長に提出し、事業終了後余暇活動実施報告書（様式第14号-2）を提出しなければならない。

第3条の16 （削 除）

(結婚祝金)

第3条の17 組合員が結婚(内縁関係を含む)したときは、結婚祝金を給付する。

- 2 結婚祝金の額は20,000円とする。
- 3 結婚祝金の給付を受けようとする組合員は、結婚祝金請求書(様式第18号)を理事長に提出しなければならない。

(職場復帰支援補助金)

第3条の18 「鹿児島県学校職員職場復帰支援実施要綱」に基づき「試し出勤」制度を利用する組合員が、地方公務員災害補償法による補償を受けることができないことにより、その間の事故に関する保険に自身で加入した場合に、その負担した保険料の範囲内において補助金を給付する。

- 2 補助金は上限額を10,000円とする。
- 3 職場復帰支援補助金の給付を受けようとする組合員は、職場復帰支援補助金請求書(様式第19号)及び現に支払った保険料の確認できる書類の写しを理事長に提出しなければならない。

(不妊治療助成金)

第3条の19 夫婦いずれかが組合員又は、夫婦双方が組合員である場合において、医療保険が適用されない、配偶者間で行う体外受精及び顕微受精(以下「特定不妊治療」という)以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断され、特定不妊治療(特定不妊治療の一環として行われる男性不妊治療を含む)を受けた夫婦に対して、助成する。

- 2 上記の助成は治療の事実に対して1年度に1回、5万円とし、通算の助成回数は3回までとする。
- 3 不妊治療助成金を受けようとする組合員は、不妊治療助成金請求書(様式第20号)及び治療の事実を証明する書類を添付して理事長に提出しなければならない。

(退職生業資金)

第4条 組合員がその資格を失うに至ったときは、退職生業資金として掛金預り金を還付する。

- 2 組合員が破産法及び民事再生法の適用を受けた場合に貸付未償還金があるときは、理事会の承認を得て貸付事故日現在の掛金預り金を充当するものとする。
- 3 組合員が給与差押え等の適用を受けた場合に貸付未償還金の返済額が3月以上未納であるときは、組合員の同意書(事様式第12号)提出により理事会の承認を得て、同意日までの掛金預り金を充当するものとする。
- 4 掛金預り金は、退職関係給付金等申請書(様式第15号)又は死亡退職関係

給付金申請書（様式第16号）により請求しなければならない。

5 掛金預り金の還付額は、次の算式により求めた額とする。

平成14年3月31日現在の掛金預り金総額・・・・・・・・・・・・・・・・ A

平成14年4月1日以降の掛金預り金×0.9（円未満切上げ）・・・・・・・・ B

A + B = 掛金預り金還付額

（掛金の納入）

第5条 掛金の納入は、給与等から控除する方法による。ただし、送金により払い込む場合は、払込通知書（事様式第1号又は事様式第2号）等により払い込むものとする。又、育児休業等、産前産後休業、無給休職、看護欠勤、介護休暇、自己啓発休業、配偶者同行休業の承認を受けた組合員の休業（休職）期間中の掛金の納入については、免除する。

（掛金の整理、通知）

第6条 理事長は、掛金預り金・積立金預り金個人別残高明細書等により組合員の掛金納入状況を記録整理しておかなければならない。

2 理事長は、毎年12月末日における個人別掛金預り金の状況を組合員に通知するものとする。

（災害時の特例）

第7条 地震、風水害、津波、噴火、その他この法人の責めに帰すことのできない原因によって、支払事由が一時に多数発生し、この法人の収支状況を著しく悪化させると認められるときは、理事会の決議により、給付額及び条件等について別に定めることができるものとする。

（細則の制定）

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な細則は理事会が定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の令和4年4月1日から令和6年3月31日までの期間における第3条の2第2項の規定の適用については、同項中「50%」を「60%」とする。